

令和8年3月3日

石川県生活環境部環境政策課

白山市市民生活部環境課

能美市市民生活部生活環境課

D I C株式会社北陸工場（白山市）の周辺井戸における 水質調査結果について（第1回判明分）

令和8年2月17日に、D I C株式会社から県及び白山市に対し、同社北陸工場敷地内の地下水を自主調査した結果、国の指針値^{※1}を超過したPFOS及びPFOAが検出された旨の報告がありました。

まず、白山市では、同敷地の超過井戸から概ね500mの範囲内にある井戸の有無及び利用実態、水質調査希望の有無について調査を行いました。この調査結果を受け、県では、希望のあった66井戸で水質調査を行いました。

本日、2月21日までに採水を行った53井戸のうち、19井戸で指針値を超過していることが判明しました。その中には、飲用として使用されている2井戸が含まれておりますが、当該2井戸を利用している2世帯については、水道との併用を確認しております。指針値を超過した井戸については、引き続き飲用を控えていただきますようお願いします。

なお、残りの13井戸については、結果が判明次第ご報告します。

また、今回判明した指針値超過井戸から概ね500mの範囲について、さらに水質調査を実施することとしております。調査範囲は、白山市湊町に加え、新たに能美市吉原釜屋町（一部）及び吉原町（一部）となることから、白山市及び能美市は、井戸の有無及び利用実態、水質調査希望の有無について調査を行い、県が水質調査を実施します。

1 水質調査結果（結果の判明した 53 井戸）

調査エリア※2	調査井戸数	指針値超過 井戸数	PFOS 及び PF0A 合算値 (ng/L)
A	1 (0)	1 (0)	140 (－)
B	31 (19)	9 (2) ※3	5 未満～160 (120、160)
C	13 (6)	5 (0)	5 未満～160 (－)
D	8 (3)	4 (0)	5 未満～180 (－)
合計	53 (28)	19 (2)	5 未満～180 (－)

() は飲用井戸で内数

※1 国の指針値

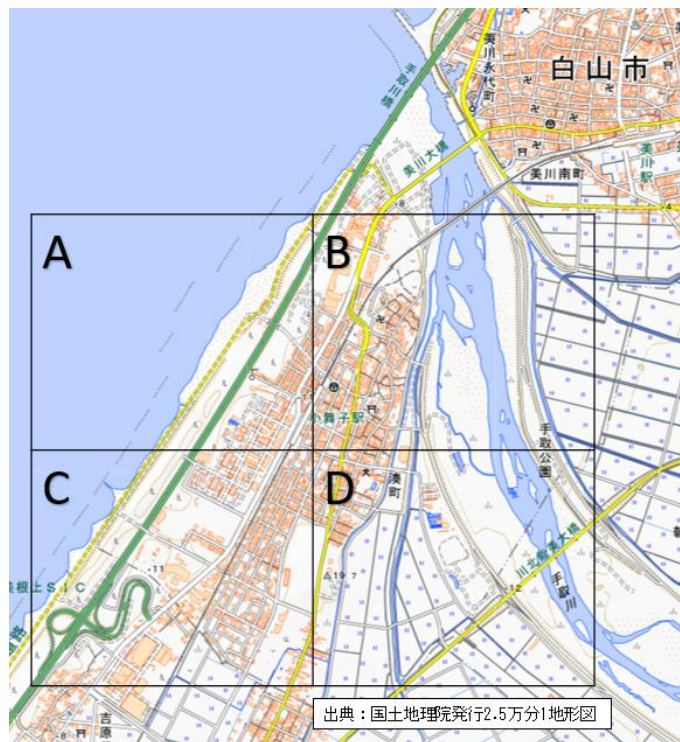
- ・PFOS 及び PF0A の合算値 50 ng/L 以下 (ng (ナノグラム)は10 億分の1 グラムを表す単位)
- ・指針値は、体重 50kg の人が水を一生涯にわたって毎日 2L 飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと推定されるレベル

※2 調査エリア

白山市湊町 (D I C 北陸工場の超過井戸から概ね 500m の範囲内)

※3 指針値を超過したBエリアの2世帯は水道を併用

PFOS 等が指針値を超過した井戸を含むエリア



※石川県水質測定計画に定める井戸所在メッシュ（一辺約1km）で表示

2 事業者の今後の対応

新たに調査対象となる地区の住民を対象とした説明会を3月4日から開催
（能美市内）

3 新たに調査対象となる地区の住民への県、白山市及び能美市の今後の対応

(1) 飲用指導・周知（白山市、能美市）

今回の調査で判明した超過井戸から概ね500mの範囲内で新たに調査対象となった地域の住民に対し、井戸水の飲用を控えるよう周知

(2) 井戸の有無や利用実態の調査（白山市、能美市）

今回の調査で判明した超過井戸から概ね500mの範囲内で新たに調査対象となった地域における井戸の有無及び利用実態、水質調査希望の有無について調査を実施

(3) 井戸の水質調査（県）

PFOS 及び PFOA の拡がり状況を確認するため、(2) で調査した井戸の水質調査を実施

問合せ先【県、白山市及び能美市 平日 9:00～17:00】

○ 3 (1) ～ 3 (3) に係ること及び健康相談以外に関すること

県生活環境部環境政策課 電話 076-225-1491

白山市市民生活部環境課 076-274-9538

能美市市民生活部生活環境課 0761-58-2217

○健康相談に関すること

石川中央保健福祉センター健康推進課

076-275-2250

南加賀保健福祉センター健康推進課

0761-22-0796

白山市健康福祉部いきいき健康課

076-274-2155

能美市健康福祉部健康推進課

0761-58-2235

問合せ先【D I C株式会社】

本社 コーポレートコミュニケーション部

03-6733-3033

(参考)

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸）について

- ・有機フッ素化合物の一種であり、PFOS については、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOA については、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使われてきました。
- ・現在は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づき製造・輸入等を原則禁止しています（PFOS は 2010 年、PFOA は 2021 年）。
- ・健康への影響について、コレステロール値の上昇、発がん、免疫等との関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響がでるのかについては十分な知見はありません。国内において、PFOS、PFOA の摂取が主たる要因とされる健康被害が発生したという事例は確認されておられません。
- ・環境省は、令和 7 年 6 月に、PFOS 及び PFOA について、内閣府食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果等を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、水道における「水質基準」を新たに設定し（令和 8 年 4 月 1 日施行）、水環境中（公共用水域や地下水）の「指針値（暫定）」を「指針値」に見直しました（いずれも PFOS と PFOA の合算値で 50ng/L 以下）。
- ・これにより、水環境中の指針値超過の対応として、地域の実情に応じて、飲用摂取の防止、継続的な監視調査、汚染範囲の把握等の追加調査等を行うことが期待されます。

環境省「PFASハンドブック」（令和 7 年 12 月）の記載内容をもとに作成